

一般意見 WG 提言目次 (案)

- 1 行政主体から住民主体への転換 (基本理念)
 - 1.1 河川管理が住民の手から行政に移っていった経緯のふりかえりとその問題(村上委員)
 - 1.2 住民主体の河川管理・整備における行政の役割 (村上委員)
 - 1.3 住民主体の河川管理・整備への課題 (村上委員)
- 2 住民主体の河川整備管理のあり方 (政策方針)
 - 2.1 情報の共有と公開
 - 2.1.1 情報チャンネルの多角化 (他省庁や市民を活かす) (村上委員)
 - 2.1.2 情報格差の是正 (女性や子ども、高齢者等) (村上委員)
 - 2.1.3 わかりやすい情報発信 (村上委員)
 - 2.2 住民・市民団体との連携・パートナーシップ
 - 2.2.1 学校等との連携 (村上委員)
 - 2.2.2 市民団体 (NGO, NPO)、地域組織 (CBO) との連携 (村上委員)
 - 2.2.3 現場でのコミュニケーションの蓄積 (村上委員)
 - 2.2.4 女性や子どもなどの参加機会の充実 (村上委員)
 - 2.3 関係団体、自治体、他省庁との連携
- 3 淀川河川整備計画策定・推進にあたって、河川管理者が行うべきこと (具体的施策)
 - 3.1 河川整備計画策定時 (河川整備計画案公表まで)
 - 3.1.1 情報の共有と公開
 - (代替案・費用対効果の提示) (琵琶湖部会)
 - (情報の全面公開) (山村委員)
 - (わかりやすい情報発信) (山村委員)
 - 3.1.2 住民・市民団体との連携・パートナーシップ
 - (河川・環境学習の推進) (山村委員)
 - (人材育成) (委・山村委員)
 - (市民・住民の意見による参画) (山村委員)
 - (関係住民意見の聴取と参画) (山村委員)
 - (市民・住民意見への対応) (委・山村委員)
 - (意見聴取・取入れのコーディネーター) (山村委員)
 - 3.1.3 関係団体、自治体、他省庁との連携
 - 3.2 河川整備計画推進時 (河川整備計画公表後)
 - 3.2.1 情報の共有と公開
 - 3.2.2 住民・市民団体との連携・パートナーシップ
 - (NGO・NPO、CBO との連携) (村上委員)
 - (人材育成) (村上委員)
 - (河川レンジャー、流域センターの設置)
 - 3.2.3 関係団体、自治体、他省庁との連携

___については、淀川水系流域委員会規約 (第2条) に基づき、最低限必要な提言

1 行政主体から住民主体への転換(基本理念)

- 淀川水系は流域住民の共有財産であり、その管理主体として計画案に参画していくという考え方に基づくべきである。(山村委員)
 - 河川は、多様な生物を育み、地域固有の生態系を支える地域共有の公共財産である。(委)
 - 河川管理者と地域住民が、地域の特性や実状に応じた手法で、共に守り、育てて行くことが望ましい。(委)
 - 行政が計画を立案し住民がそれを受け入れる従来の方式から、まずは住民の主体的な考えや取り組みに学び、そして行政と住民で共通の目標を立て、それに向かってともに知恵を出し、汗を流し、推し進め、その結果についてモニタリングを行ない、さらに知恵を出す方式へ転換する。(琵琶)
 - 河川行政は、流域住民、その社会・文化なども含めた対応が必要である。(猪)
 - 住民は川づくりに自らの意見を述べる権利を持つとともに、その意見に対して責任も併せもつという認識が必要である。(淀)
 - 住民自らが関与し責任を負う視点からの計画を立てる。(琵琶)
 - 住民自身が考えをまとめるような仕組みを復活・創出する。(琵琶)
 - 良好な人と川や湖とのかかわりや、川や湖等に関する文化・地場産業・伝統を継承・育成できるように、施策を講じなければならない。(琵琶)
 - したたかに対処できるような川や湖とのかかわりを、住民自身が復活・創出できるものとする。(琵琶)
- 1.1 河川管理が住民の手から行政に移っていった経緯のふりかえりとその問題
- 嘉田委員が琵琶湖部会で簡潔なまとめを発言されていたもの(村上委員)
- 1.2 住民主体の河川管理・整備における行政の役割
- 情報の共有と公開、協働のスタンス(村上委員)
- 1.3 住民主体の河川管理・整備への課題
- 危機意識や関心の低下、住民の危機管理能力の低下、専門家の言葉と住民の言葉の乖離、都市と農村の違い、地域社会や家族社会の変質等(村上委員)

2 住民主体の河川整備管理のあり方(政策方針)

2.1 情報の共有と公開

- 透明性と判断の合理性の確保のために、河川管理者、関係住民の双方がお互いに情報を共有する。(山村委員)
 - 計画案策定に至った判断形成の過程の全情報を公開する。(山村委員)
 - 河川管理者はすべての情報を公開する。(淀)
 - 様々な立場の人々の幅広い意見を聞く。(委)
 - 聴取だけでなく、計画に関する情報の提供を行う必要がある。(委)
 - 現状と課題、代替案の設定とその評価結果などの計画策定に関する情報を、包括的に提示する。(委)
- 2.1.1 市民・住民意見への対応(合意形成システムの確立)
- 日常的に川にかかわっている住民の持つ川の情報を生かしたり、地域の住民が持つ知恵を出し、河川の整備に役立てていくための仕組みづくりを行う。(委)
 - NPO、NGO等組織に河川に関する情報を積極的に提供するだけでなく、それらの組織から情報を収集したり、それらの組織を活かした公正で、社会全体の便益の大きい合意形成を実現するための仕組みを検討する。(委)
 - 計画策定・実施をめぐり、地域内・地域間で社会的な合意形成を進めるシステムに基づく計画を立てる。(琵琶)
 - 市民が監視・問題提起し、広く社会の関心を喚起しつつ合意を形成する新たな仕組みの構築

が非常に重要である。(誌)

- 湖岸・水辺の現状、およびその保全に必要な情報を開示した上で、望ましい湖岸・水辺のありかたについて、住民や利用者など当事者間でも検討を行い、相互の調整によって適正な利用ルールを作り出すための仕組みを作ることが重要である。(誌)
- 川や湖の整備・管理に関し、流域社会のさまざまな要望や対立する利害を調整するような合意形成のための社会的システムを作りあげること(誌)
- 地域相互間、例えば上下流住民間の意見が主体的に調整され、合意が形成されるための方策を講じる必要がある。(誌)
- 利害が対立した場合の調整のしかた、とくに環境についての配慮を踏まえた社会的な利害調整が、恒常的に行われる仕組みを決めることが必要である。(誌)
- 代替案の比較に基づいて計画を決定する際には、地域における意思決定が重要となるため、地域の意思決定プロセスについても検討しておく必要がある。(誌)
- 流域住民との連携による河川整備を推進するためには、川や湖に関連する情報や施策内容を十分に開示し説明して、相互の理解のもとで合意形成ができるよう図らねばならない。(誌)
- 相互のコミュニケーションを図るため情報を公開し、積極的に意見交換の場を設けるとともに、お互いの責任、役割分担、費用負担等のルールの取り決め、公平な事後評価システムの構築なども必要である。(淀)
- これからの川づくりでは、計画面および管理面に住民の意見を反映させることが重要である。(淀)
- 情報技術を利用するなどして、多くの住民の意見が反映されるよう努める必要がある。(淀)

2.1.1 情報チャンネルの多角化(他省庁や市民を活かす)(村上委員)

2.1.2 情報格差の是正(女性や子ども、高齢者等)(村上委員)

- 情報と意見を述べる機会が広く行き渡る工夫を行う。(村上委員)
- 学校での授業や回覧板の活用などを行う。(村上委員)

2.1.3 わかりやすい情報発信

- 河川管理者は、河川整備にあたって、社会的に重要とされており、あるいは今後重要とされる事項については、その争点を明確化し、それに対する流域・関連住民の連携・参画を促すべきである。(誌)

2.2 住民・市民団体との連携・パートナーシップ

- 策定のプロセスに流域住民を積極的に参画させることが必要である。(誌)
- 計画策定における情報を徹底して公開するとともに、住民が持っている経験・知恵や活動意欲を活かす工夫が必要がある。(誌)
- 今後は、住民や市民団体の自発的な活動を支援するとともに、これらとパートナーシップで取り組むことがより効果的である。(淀)

2.2.1 学校等との連携(村上委員)

- 川と人とは遠ざけられ、人々の川への意識が薄らいでいった。川の環境を良くしていくためには、このような1人ひとりの意識を変えて行くことが必要である。(委)
- 次世代を担う子供達が川に親しみ、川に学ぶ機会の創出は重要である。(委)
- 河川への意識の回復を目指し、望ましい河川環境の創造に向けての学習活動を進めて行く。(委)
- 人と川や湖との距離を縮め、精神的な係わりを深めるために、また、人の暮らしやそれに関する意識の転換を促すために、水・川や湖に関する認識を向上させるような学習活動を進める施策を講じるべきである。(誌)
- 川や湖またその水に対する、住民の主体的な考えや取り組みに学び、それを取り入れるかたちのもとする。(誌)
- 川は、本来理想的な環境教育・体験学習の空間である。学校5日制、総合学習の実施により、川での環境教育や体験学習の実施について学校や地域から大きな期待が寄せられている。

- 行政は施設整備あるいはその管理にとどまらず、住民とともに学びお互いに意識の向上をはかり、生活様式の転換、水行政の仕組み、その法制度までを含めた対応が必要である。(猪)
- 2.2.2 市民団体(NGO,NPO)、地域組織(CBO)との連携(村上委員)
 - 市民団体(NGO,NPO)、地域組織(CBO)は、他省庁や住民等との連携の場をつくる独自の事業主体として有力である。(村上委員)
 - 市民団体(NGO,NPO)、地域組織(CBO)の自主性を尊重し、対等な立場で連携をすすめる。下請け機関ではないことを強調する。(村上委員)
 - 川や湖のモニタリングなどは住民やNGO・NPOを主体として行なうなど、計画実施における住民やNGO・NPOとの連携を視野にいれた計画とすることが重要である。(琵琶)
 - 整備計画の推進にあたっては、NPO・NGOや地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。(委)
- 2.2.3 現場でのコミュニケーションの蓄積(村上委員)
 - 統計や図面や現場を離れた議論を基に計画をつくるあり方から、住民と行政がともに川の中に入って作る計画のあり方へ転換する。(村上委員)
 - 市民団体等との連携の必要性、非公式の場でのコミュニケーションの重要性を説く。(村上委員)
- 2.2.4 女性や若年層等の参加機会の充実(村上委員)
 - 男女共同参画社会の推進を図る。河川管理者は、河川整備計画策定にあたり、女性の能力を今後の河川整備に活かし、この分野においても男女共同参画を実現することが出来るよう配慮すべきである。(淀)
 - 高齢者・ハンディキャップをもつ人の参画・連携を行う。(淀)

2.3 関係団体、自治体、他省庁との連携

- これらの連携の場をつくる主体としてのNPOやNGOへの期待も強調する。(村上委員)
- 計画の策定段階においても、関係機関と連携して、計画を策定する。(委)
- いわゆる縦割り行政を克服した計画を立てること(琵琶)
- 農業、漁業、林業、都市計画、河川管理など、縦割りから相互に連携した総合的に取り組みが行えるような仕組みづくり、働きかけを行う。(委)
- 水の流れにより流域はつながっているため、市町村あるいは県管理区間の河川の整備計画との整合ある形で進める。(委)
- 計画の策定段階における関係機関との連携を図る。川や湖の整備・管理に関しては、国土交通省だけでなく、農林水産省・環境省などの他省庁や自治体など多くの関係機関が存在する。計画の推進においてこれらの関係機関と円滑な連携をとるためにも、計画策定段階からそれとの連携を図るべきである。(琵琶)
- 川や湖の環境整備・保全を含む事業については、関係機関においても同種の事業を実施・計画している可能性が考えられる。そのため、整備計画を策定するにあたっては、事業実施における関係機関との連携も想定した計画とすべきである。(琵琶)

3 淀川河川整備計画策定・推進にあたって、河川管理者が行うべきこと - 具体的施策 -

3.1 河川整備計画策定時(河川整備計画案公表まで)

3.1.1 情報の共有と公開

- 計画策定において、下流域の人々も含めた利害調整や議論の仕組みを考えるにあたっては、日常から、川や湖、さらには身近な水についての情報開示を得て調整し、理解を深めることが必要であり、そのための方策を立てなければならない。(琵琶)

(代替案・費用対効果の提示)

- 多面的な検討にもとづく複数の代替案を提示する。(琵琶)

- 代替案ごとの費用対効果（負の効果も含む）の試算を提示する。（ 琵琶 ）
- （情報の全面公開）
- 生の情報をすべて公開する。（山村委員）
 - イ．流域委員会の集めた情報
 - ロ．住民（団体）が調査した情報
 - 例えば、個人やNPOが調査した資料
 - ハ．河川管理者の判断形成過程の情報
 - 計画案とともに、それに至った判断形成過程としての計画アセス、代替案の比較評価などの検討経過情報を公開する。
 - ニ．情報検索システムの形成（パソコン用）
 - 住民が意見を述べるについて知りたい情報をインターネットやその他の方法で容易に検索して入手できるシステムをつくる
 - 公開媒体（TV、新聞、広報、図書館、コンビニ）（山村委員）
- 情報と意見を述べる機会が広く行き渡る工夫を行う。（村上委員）
- （わかりやすい情報発信）（山村委員）
- 流域立体モデルによる代替案の展示
 - 淀川水系について模型をつくり、ハザードマップや水位、堤防、ダム、土地利用がわかるようにする。
 - 施設の代替案ごとの模型をつくる（山村委員）

3.1.2 住民・市民団体との連携・パートナーシップ

（河川・環境学習の推進）

- セミナー、研究会、公開討論会（TVを含む）を流域委員会のメンバーがチューナーになって行う。（山村委員）
- 市民集会、地域集会、現地見学によって、計画案の内容について討議する。（山村委員）
- 学校での授業を活用する。（村上委員）

（人材育成）

- 学校教育の中での河川環境学習に対する支援を行う。（委）
- 望ましい河川環境を理解するための図書などの出版を行う。（委）
- 大学・大学院の法学・経済・公共政策・総合政策の学生の参画を支援する。エクスターンシップの一環として参画する。（山村委員）

（市民・住民の意見による参画）

- 一般市民（範囲を限定しない）の意見の聴取と参画を促す。（山村委員）
- 意見提供参加として、日本中誰でも提言できるようにする。（山村委員）

（関係住民意見の聴取と参画）

- 流域の河川施設に関係がある住民との討論をする。（山村委員）

（市民・住民意見への対応）

- 意見に対する計画主体の応答と住民の再意見の提出の保障（山村委員）
- 行政側の回答義務を設ける。（委）
- 意見聴取方法については、例えば、回数制限、時間制限を設けない。（委）
- 地域組織における回覧板を活用する。（村上委員）

（意見聴取・取入れのコーディネーター）

- 流域委員会でWGをつくり、その中から2～3人のグループで分担して説明会・公聴会のコーディネーターとなり運営する。（山村委員）

3.1.3 関係団体、自治体、他省庁との連携

- 水利権者、自治体、NGO、農水省などと協議し、関連主体の持つ長・中期計画を河川整備計画に適合するように理解してもらう。（山村委員）

- 水位管理や流入水量のコントロール・貯留（水需給計画を含む）など、計画の推進にあたって多くの関係機関との連携が必要となる問題については、関係行政機関等に働きかけた上で、計画のなかに推進における連携の具体案を提示すべきであり、また、調整を図るなかで明らかになった問題点や課題等についても明示する必要がある。（ 琵琶 ）

3.2 河川整備計画推進時（河川整備計画公表後）

3.2.1 情報の共有と公開

- 流域情報センターを設立する。（村上委員）

3.2.2 住民・市民団体との連携・パートナーシップ

- 連携事業の計画を公募、提案制度を創設する。（淀）
- 市民団体等による一貫した自主運営型システムを採用する。（淀）
- 計画・整備・維持管理までを一括して任せるシステムを採用する。（淀）

（NGO・NPO、CBO との連携）

- 川や湖と地域の住民やNGO・NPOをつなぐ拠点として、既存の環境学習・地域学習施設を活かし、川や湖の環境・歴史・文化・民俗に関する学習活動を展開し、地域の住民やNGO・NPOと川や湖とをつなぐために、公民館的な学習拠点を各地域に設置する。（ 琵琶 ）
- 市民との共働による河川管理・整備技術を開発する。河川管理は行政と業者がやり、住民はお客様、という既存の枠組みを越えて共に汗を流すための技術開発を行う。（村上委員）
- 伝統工法の見直しや保存、水防組織の再構築などを行う。（村上委員）

（人材育成）

- 河川への教養と企画調整能力を持った人材の育成（村上委員）
- 川の指導者を養成する。（淀）
- 市民団体との協働や市民を対象としたインタープリターなどの人材育成を行う。（委）（猪）
- パートナーシップによる計画推進を実現するためには、人材育成と相互の連携体制が不可欠である。そのため、河川整備計画には、計画や管理に積極的に参加する人々を増やすための人材育成と相互連携体制の構築を含めることが必要である。（ 琵琶 ）
- 管理のための人材育成、住民との連携を含めた管理のあり方を検討する。（委）

（河川レンジャー、流域センターの設置）

住民等の参加による河川管理の推進のため、法令に基づき一定の権限と義務を付与した河川レンジャー制度、河川レンジャーおよび多様な主体の河川管理活動の拠点として流域センターの創設を図る。（委）

（河川レンジャー）

地域固有の情報や知識に精通し、一定の資格要件を満たした流域住民あるいは市民団体などを河川レンジャーとして任用するとともにレンジャー育成にも努め、河川管理上、必要な役割の一部を分担させ、新たな河川管理の推進を図る。河川レンジャー（仮称）には、その任務の公的性質から、しかるべき法制度に位置付けるとともに、任務の遂行に関して、適切な権限と報酬の付与を図ることを考える。（委）

（流域センター）

河川レンジャーの活動拠点として「流域センター」の創設を提案する。この流域センターには、地域住民がより積極的に河川に関わる活動を展開できる環境を整備し、防災、上下流交流・連携、川に学ぶ活動、およびフィールドミュージアムなど多彩な機能を持たせる。当面、既設設備または遊休施設を活用することとする。（委）

川のことを住民に伝えることのできるインタープリターの育成。その拠点となる流域センターの設置検討。（猪）

流域センター・流域（管理）委員会の設立：川や湖の整備・管理においては、川や湖だけでなく流域全体を管理する視点が必要となってくる。そのため、流域全体について多面的に管理し計画

を推進するような、政策決定システムが必要である。そのため、たとえば流域（管理）委員会といった、流域管理主体を設立し、機能させて計画を推進させていくことが望まれる。（誌）

3.2.3 関係団体、自治体、他省庁との連携

- 河川管理者は、関係省庁、自治体と協議、連携して水源涵養林の公有化などによる確保・植林など育成・除間伐などの維持管理等について、民間との連携のもとで積極的に取り組む。（淀）
- 河川管理者は、今後の水源確保にあたり、高品質の水源涵養林の育成、上流地域の水田面積の維持・確保、下流大都市での節水啓発、水の循環利用、雨水貯留とその活用など、ダム建設のみに依らない総合的な水源確保のための施策を関係省庁、自治体とも協議、連携して進める。（淀）